

第8回議会制度研究会 令和8年1月16日（金）

○畠山晋一座長 ただいまから第8回議会制度研究会を開会いたします。

それでは、1検討項目の協議に入らせていただきます。

(1)予算、決算特別委員会の時間設定について、会議の終了時間について、及び(2)区議会HPの掲載内容、区の公式LINEを活用した議会情報の発信、区議会だよりのデザイン&UI改良等による、議会広報の改善については、前回の研究会で意見がまとまりたため、資料9ページのとおり、議会運営委員会への報告内容（案）として正副座長で整理し、事前に皆様にお示しをさせていただきました。

まずは、項目番号1について、事務局より説明を願います。

○水谷区議会事務局次長 資料9ページ、項目番号1予算、決算特別委員会の時間設定について、会議の終了時間については、現行どおりとされました。

なお、次のページ、10ページにせたがやの風より意見が出ておりますので、読ませていただきます。

この項目につきましては、議会運営委員会への報告内容（案）に賛成いたしますということでございます。

○畠山晋一座長 本件について、皆様のほうで何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○畠山晋一座長 それでは、項目番号1予算、決算特別委員会の時間設定について、会議の終了時間については、本案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、項目番号12について、事務局より説明を願います。

○水谷区議会事務局次長 資料9ページ、項目番号12区議会HPの掲載内容等、議会広報の改善についてでございますけれども、区議会だよりは、全号4色刷り（フルカラー）とする。また、区議会ホームページは、議会制度研究会での議論を踏まえ、今後、改善に向けて広報小委員会で検討するとまとめております。

10ページには、先ほどと同様、せたがやの風より、報告内容（案）に賛成いたしますとの意見をいただいております。

○畠山晋一座長 本件について、皆様のほうで何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、項目番号12区議会HPの掲載内容、区の公式LINEを活用した議会情報の発信、区議会だよりのデザイン&UI改良等による、議会広報の改善については、本案のとおりとすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

本2件につきましては、1月26日に開催予定の議会運営委員会にて報告いたしますので、御了承願います。

次に、(3)ハラスメント条例の実効性確保に向けた検討、及び(4)人材育成、環境整備、ハラスメント対策等、改正候補者男女均等法に基づく議会としての取組みを一括して、議題といたします。

前回、会派にお持ち帰りいただき、御意見をまとめていただくようお願いをいたしましたので、まずは各会派からの御意見をお伺いします。

○河野俊弘委員 ハラスメントの問題についてですけれども、前回の研究会でも少しお話しましたが、そもそも議員から職員へのハラスメントを防ぐ条例というのを提案したのは私たちの会派でありまして、その責任というのも重く受け止めています。制定から数年がたちまして、この間、議員同士であったりとか、逆に職員から議員への言動など、当初想定していないケースなどもあったことも事実だというふうに思います。

前回の研究会の中では研修についてもお話がありましたけれども、改選時に一度きりというのは、やはりその部分は不十分かなという認識は共有できます。時代とともにハラスメントの捉え方であったりとか、社会の感覚というのも変わっていく中で、議員一人一人が認識を新たにしていくということが必要だというふうにも思います。

ただ、条文の中でどの頻度を固定に書き込むかなどは慎重に検討しなければないと思いますし、任期中には数回、ケーススタディーとか実践的な研修とかの方法で行っていくことは、やぶさかではないかなというふうには思っております。

ただ、相談機関の話もありましたけれども、やはり議員同士のハラスメントという観点では、激しい議論だったりとか、政策の批判まで、そういったところをハラスメントというような形で捉えられてしまうと、言論そのものが萎縮してしまっては本末転倒だなとも思っておりますし、議会の自由な討議だったりとか、人格否定的な言動を、線引きをどういうふうにするかというのは非常に難しいし、その部分が鍵だというふうにも考えていま

す。議員と職員間の双方向、議員同士の関係、あくまでも職場環境を著しく害するような行為というのを対象としたことを前提に今後議論を進めていくところも必要かなとも思います。

ただ、それを、現状、第三者機関を設けてという話も一部あったかと思うんですけれども、外部機関に丸投げをしてしまうと議会の自律性というのがやはり損なわれてしまうかなというふうにも思いますし、今ある議会運営委員会であったりとか、議長の役割というのを踏まえながらしっかりと検討を進めていかなければならないなというふうにも思ってております。

やはり議員本人も職員も守られる仕組みづくりというのは必要だと思いますが、今現状のハラスメントの議員から職員に対するというところは固辞しつつ、ほかについてはこれからまだ検討を進めていく段階なのかなという認識です。

○畠山晋一座長 ちなみに、今は(3)のハラスメント条例についての意見だったんすけれども、(4)環境整備、子ども同伴で会議とか、視察に参加する議員への支援についても確認させてもらっていいですか。

○河野俊弘委員 そちらの内容ですけれども、視察であったりとか、そういった場に同伴で連れていくというようなところですが、我々議員も一区民の代表としている中で、そういったところだと先方との、我々だけで決められることではないかなというふうにもまず思いますし、そのためにこれまでの議会の中で、家庭の中で見られるような環境で、例えばベビーシッターの制度の推進であったりとかというのも発言していく中で、特別、議員がそういったことで職場に子どもを、どういった形で連れていくかというのも具体的な内容までは少し私も認識不足な部分もあるんですけれども、基本的には、一般企業から見てみても中に託児所があるわけではないですし、そういった部分は少し難しいであろうなという認識でございます。

○畠山晋一座長 ありがとうございます。

○原田竜馬委員 1つは私たちが提案会派でありますので、提案をさせていただいた内容のとおりでございます。今し方、第三者委員会、第三者による調査体制というお話がありましたけれども、前回の議会制度研究会の中でハラスメントだということを濫用、乱発される懸念というのも一部示されましたが、逆に、この第三者性による調査体制というものがあることで濫用の防止にもつながると考えられますし、また、ハラスメントの特性として主観性が高いという御意見もありましたが、第三者性がある委員会判断をすること

適切な判断を下せるのではないかというふうに感じております。

区側が既に実施している相談や調査体制なども参考にしながら、今回の議会制度研究会での議論を引き続き継続をし、条例の改正となるのか、また、体制の整備を行うことにつなげていきたいと思っております。

加えまして、ネットさんの環境整備についてでございます。やはり環境整備を行う中でもまず大切にしなければいけないと考えているのが子どもの育ちということでございます。例えば、行政視察の際に保育士さんと一緒に同伴させることをするということであれば可能かもしれません、子どもの育ちというものを考えた際に、本当に同伴することがいいのか、子どもの視点で考えた必要な対応を検討しなければいけないというふうに考えています。

すみません、1つまたちょっと戻ってしまいますが、ハラスメント条例への処罰の在り方についての考え方です。処罰の在り方でございますが、ハラスメントを受けた被害者の方が公開をしたくない、被害があったことを多くの方に知られたくない、そういう場合もありますので、公表を行うかどうかという、認定された後の対応というのも慎重に議論をしていく必要があるかと思っております。引き続き、この議会制度研究会の皆さんで必要だよねということで一致をさせていただき、議論を継続させていただければというのが私たちの意見となります。

○津上仁志委員 公明党は、まず、ハラスメント条例の実効性の確保についてなんですかけれども、基本的には、おっしゃっている内容については、実際、被害に遭われた議員の方もいらっしゃるというお話もお聞きしましたし、その必要性というのは理解できるんですけども、調査だったりとか相談体制、こういったものが具体にどのように設置ができるかというのはなかなか難しい問題じゃないかなというふうに考えます。ですので、理論的には理解はするんですけども、実際的にはちょっと不可能ではないかなというふうに思います。

こういった相談だったりとか、そういったものについては弁護士相談なんかも区のほうでも行っていますし、既存のそういった相談機関に御相談されるのも一つの方法かなと思いますので、まずはそういったところで対応していく。

研修回数の増やすということについては、こちらは改選時1回ということではなく、2度、3度。内容的には、私は、同じものを繰り返すよりは違う内容にしたほうがいいかなとは思うんですけども、増やすことについては、特に反対いたしません。賛同いたし

ます。

あと環境整備についてなんですかけれども、こちらも先ほど河野委員もおっしゃっていましたけれども、視察については先方の都合もあります。ですので、同伴が可能かどうか、また、オンラインが可能かどうか。やはりあちらに負担をかけることにつながるので、なかなかこちらも難しいのかなと思います。

また、育児や介護ということであれば、会議日程と視察日程等も事前に定まっていますので、そちらで既存のサービスを活用して各個人で対応するというのが一般的というか、わざわざそこに議会としてお金をかけていく、議員のためにお金をかけるというのはなかなか区民からの理解も得られにくいんじゃないかなと思いますので、こちらのほうについては反対をさせていただきます。

○ひえしま 進委員 ハラスメント条例については、研修の回数を増やすなどということについては異論はありませんが、相談窓口の設置や審査組織の明確化、それと当事者の名前を公開するなど、何らかのペナルティーを課す必要があるのかないのかということについてもまだまだ議論する必要があるのではないかというふうに思っております。

ハラスメントについては(4)も同じなんですが、それから環境整備については、育児、介護というのは各議員が対応していくべきだと思いますし、オンライン活用というのは、これは何か他自治体の取組も参考にして進めるように議論を進めていったらいいと思います。

○たかじょう訓子委員 ハラスメントの関連の研修については、私どもでも少な過ぎたなというふうに思っておりますので、増やしていくという、例えば2年に1回にするとか、毎年行うとかという回数についてはまた議論が必要ですかけれども、増やしていくということには賛成です。

それで、相談窓口ですけれども、対象を広げるということも含めてですけれども、ここは議論が必要かなというふうに思っております。議員がそもそも、発言というのはすごく大きいものがありますから、議場などで発言をして是正するということも可能ですし、その辺についても、やり方や範囲を今後検討しなきゃいけない部分だというふうに思っております。

環境整備については、これは実際に私も子育てをしながら仕事をしていて、夜遅くの会議に、大変苦労して子育てをしてきましたので、これはぜひ当事者の方で話し合っていただきなど、具体的な必要性や、必要な支援や、それが具体的にこれはできる、できないと

いうことなどを一応検討していただく必要があるかなというふうに思っています。子育て中の議員もいますから、そこで、今の時代で必要なことというのをぜひ積極的に話し合っていただきたい。ただ、そのときも、先ほど視察に連れて行くかどうかというお話も出ましたけれども、子どもにとってどうかという観点ももちろんそこには入れて検討していくといつたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

○そのべせいや委員 先日の福井県知事のメッセージを見てしまうと、研修の充実は賛成をします。拡大をしていかなければならぬと感じています。対象の拡大自体にも賛同はしております。

ケア労働との両立支援については、民間企業等での制度見直しの流れを鑑みると、リモートワークの適用が妥当であると考えます。会議や視察出席について、オンライン化をぜひお願いをしたいです。その論点については、後日の議会制度研究会での議論の対象であると考えています。

また、条例改正以上に、先日申し上げた住所公開の取扱いのように、環境整備については具体的な項目を挙げて見直しを議論していく必要があると考えています。

○おのみずき委員 こちらの項目に関しては私たちも提案会派ですので、基本的には前回御説明したとおりです。提出資料にも書いているように、やはり改正候補者男女均等法の第9条に基づく地方議会としての法対応の必要性はあるのかなと思っておりますし、議会という特殊な職場環境と、いろいろな属性との要素が組み合わされることによって、政治的イデオロギーにかかわらずハラスメントはどこでも発生し得ることですので、実際に各地の議会等で発生していることも踏まえて、現行条例はより実効性を確保するために改正の必要があるかなというふうに思っております。

具体的な論点について、研修は私たちもやっぱり4年の任期の間に1回は少な過ぎるかなと思っていまして、頻度を上げるべきかなと思っています。相談窓口もやはり正式に別途で設置すべきかなというふうな意見に賛同しております。

ただ一方で、例えば相談窓口をどこに、どういう形で設置するのがいいのかとか、あるいは定義の具体化とか、規律対象の拡大とか、先ほどの相談・調査機能の第三者性、専門性をどう担保するのかとか、たくさん個別具体的の論点がある中で、これについて全てここで合意形成をするのは至難の業だと思いますので、何らかの対応強化みたいなことは見据えながら、まずは他自治体で実際にやっているケース、条例を制定しているケースもたくさんあるので、そういう先行事例について学ぶ勉強会みたいなものを区議会でやってみ

てはいかがかということを提案したいと思います。

あと、環境整備に関しても前回資料に書いてあるとおりですが、そこに書いていない論点もいろいろあると思うので、幅広い観点で今後積極的な改善検討がされることを期待したいと思います。

○上川あや委員 前回の会議録、大変長いもので、議論を御苦労さまという思いも込めて読み上げました。このハラスメントの対応の必要というのは、当然、議会にも求められてくるもので、生活者ネットからもありました改正候補者男女均等法が地方議会に対しても求めている整備みたいなことについては、当然、世田谷区議会としても一定踏まえるべき点だということは、ここで重ねて申し上げておかなければならぬと思っています。

ただ、具体的の対応として何ができるのかと考えたときに、皆さんから出た御意見の中でこれは賛同できるなど大いに思いましたのは、1つ目に、研修機会を増やしていくと。確かに改選があって、4年間に1回というのは少な過ぎると思いますし、それをどこまで頻度を上げていくかということは議論の対象になるにしても、上げていく必要はあると。

あともう1点、各務原市のほうでは指針をつくって、ハラスメントの定義みたいなこととかも明文化していると。これは皆さんも御意見の中でおっしゃっていたように、その時々によって変化していくものではあったとしても、やはり議員の中でも一定程度、共有する認識として、こういう点があるよねということを踏まえるものとして明文化しておく必要もあるのではないかというふうに感じております。

続いて、窓口については、前回、中塚委員から、新人議員だったときに本当に窓口がなかったと。こういう言葉というのはとても切実で、それを経験している我々の世代が何もしないということはちょっとなと思っていまして、窓口はまずあるべきだと。ただ、それをどういうふうに審査をするのかとか、客観性を保つかとか、実効性を確保するための手立てをどう講じるのかということになると、これは本当に議論百出で、議論として必要だという領域に含まれていることは分かっても、テクニカルに議論を極めて皆さんで決めていくことというのは至難の業じゃないのかなと思っておりまして、課題と認識しています。

最後に、環境整備に関して、特に子育てに関しては実際の子育てをしている議員さんから具体的なお言葉を聞いて、その中からするべきこと、できることというものを我々が真摯に受け止めていくべきことではあっても、それが上がるのを前に、こちら側からこういうことだったら可能ですというふうに初めから環境設定のようなものをするのは、あまり

適さないのかなと思っていまして、皆さんそれが議員として構成される、子育てしている方に対してきちんと聞く耳と、それに十分対応していく我々の度量が試される面ではありますけれども、そういう心構えを共有しておけば、取りあえずのところはいいのかなという気がしております。

○ひうち優子委員 ハラスメント条例の実効性の確保について、まず1点目の研修を増やすことについては賛成です。

2点目の対象者の範囲拡大、これについてもせっかくハラスメント条例があるのであれば、議員間におけるハラスメント行為、または職員から議員に対するハラスメント行為についても拡大で適用できるようなところも賛成でございます。

3番目の相談・調査にかかる体制整備、第三者機関、専門性が担保されると、より相談体制が担保できると考えますので、よりハラスメント条例の実効性確保に向けたものが進むのではないかと思いますので賛成です。

あと環境整備ですが、現実的なものは、オンラインを活用して、オンラインによる会議参加が認められれば皆様公平だと思いますので、オンライン参加に賛成です。

○畠山晋一座長 それでは続いて、本日出席していない会派からの御意見があれば、事務局よりお願いします。

○水谷区議会事務局次長 本日出席していない会派からの意見は、特段お預かりしておりません。

○畠山晋一座長 承知しました。

○中塚さちよ副座長 すみません、今、上川委員から触れていただいたことがあったので1点補足を申し上げると、まさに自分の過去の経験というところでお話しさせていただいたようなハラスメントの言動というのは、恐らくその方々も今だったら決してそんなことはしなかったんじゃないかなと思うんですよ。やはり時代に応じていろんな認識がアップデートされることで、そうした言動をしないで済む、加害者というと、そこはあれなんですけれども、しないで済むということはあるんじゃないかなと思うので、研修の頻度というのはやはり4年に一度ではなく、ぜひ増やしていただけるといいのかなと思いました。ありがとうございました。

○畠山晋一座長 出された意見ですけれども、まず、育児、介護等の公務の両立支援についてなんですが、これはまだまだ検討が必要、オンラインの取組など、まだまだ先進的な事例もどのようにやっていくのかということのまとめが今は出てきていないという状況

と、ハラスメント対策については全会派で研修の回数を増やすことについては大体全会の一致が出ているのかなと。ただ、中身をどうするのか、先ほど、おの委員からも先行事例について学ぶというところも出ていましたので、これを研修の中に組み入れてどのようにやっていくのか。まだその辺の検討も必要ですし、同時に、今、副座長からもありましたように、対象の拡大というところについても、こういったものも相談体制をどのようにしていくかというところが、まだまだ意見をまとめるのは現段階では難しいようですけれども、本日の協議を踏まえて、もう一度、会派に持ち帰っていただいて、次回、研究会としての結論を出したいと思います。

本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告の上、御意見を伺うように、よろしくお願いをいたします。

続きまして、(5)区内の政党・政治家ポスター掲示の自粛についてを議題といたします。

まずは、各会派からの御意見をお願いします。

○阿久津 皇委員 前回の我々の意見だけじゃなくて各会派の御意見を伺った上で、いわゆる無許可ポスターについて、自粛というわけじゃないですね、それをしっかりと禁止していくというか、自主的にそういうことはやめていく、そういうことが違法ですよということを啓発する、それは、前にちょっと私が申し上げましたけれども、区報なり区議会だよりなどを使って、こういったポスターは違法の可能性がありますというようなことを、我々世田谷区議会としてはこういったポスターをやりませんみたいな、そういう宣言みたいなことも含めて啓発をしていくということはぜひやりたいなと、やっていただきたいなというふう思います。

その上で、もう一つがいわゆる無許可ポスターで、貼られちゃったおうち、その管理者、あるいは所有者の方が剥がすことはできるけれども、処分するとちょっと問題になるかもしれないよみたいな話があったと思います。それについては、それが条例なのか、どういった制度がいいのかは分からないですけれども、それを処分することの、例えば条例をつくって、その貼った人に連絡をします、その方がまずは自主的に剥がすように勧告をします。それに従わない場合は区のほうで処分することを、代執行というか、代わりにすることができるみたいな、そういう定めをすれば、無許可で貼られた御家庭、あるいは管理者が、相手が剥がそうとしない場合でも剥がすことができるということが可能かなと思うので、そういうことの条例なりの制定の検討をぜひ、我々としても今しているところ

ろですし、もし全体でできるようになれば、そういうことまで含めてやりたいなというのが、ちょっと個人的な意見になっちゃっているんですけども、一応会派で話した意見です。

あと、それ以上のちゃんと許可を取ったポスターとか、いわゆる政治家・政党活動のポスターについては、我々の会派の中でもなかなか議論の一致ができないし、ここの中で一致するのは難しかろうというところで、特段、要望はないです。

○原田竜馬委員 会派としましては、条例であったり決議の形で規制をするというところまでは行かず、本来それぞれが責任ある対応をすべきではないかと考えております。

また、美観ということでいいますと、無断か許可ということは関係なく主観の問題にもなるので、美観を損ねているのかどうかということを判断することも、また難しいかと思います。

また、区議会議員や候補予定者だけが対象ということだと、この条例や決議にも限界があるのではないかというふうに考えます。

○津上仁志委員 公明党も趣旨は非常に賛同しています。無許可のポスターというのは、美観もそうですけれども、本当に見ていてあまりいいものではないというのは区民の方からも陳情で出されたとおりだというふうに思うので、何らかの対応をしていったほうが私もいいと思っています。

ただ、許可を得ているかどうかというのは見た目だけじゃ判断できなくて、それを取締りだったり、剥がしていくということもなかなか難しいというふうにも思いますので、目黒区のように議決で、対象が区議会議員、また候補というふうに限られるんですけれども、そこからまずはスタートしてやっていったらどうかなと。許可を得ている、得ていないうよりも、もう貼らないというふうに決めてやるという方向性で取り組んだらどうかなと思っております。

○ひえしま 進委員 これは我が会派からの提案でございまして、内容は前回申し上げたとおりでございます。区民から陳情が既に出ておりますので、今、自民党会派の阿久津委員からも御提案がありましたけれども、何らかのアクションは起こさないといけないかなと。当然、表現の自由とか政治活動の自由が保障されるべきというのの大前提にありまして、皆様に御議論いただきたいと思っております。

○たかじょう訓子委員 私どもは、やはり広報することや政治活動の自由というのは十分に確保されるべきだという立場ですけれども、もともと、無許可のポスターを貼ったりと

いうこと自体はよくないことですから、既にそういうことはもう決まっていますので、特に条例など、そういうことは必要がないと。私たちのルールを守っていくということやしていくべきというふうに考えております。

○そのべせいや委員 政党・政治家ポスターについて、ポスター自体が区議会議員のみが掲示されているわけではないことも含めて、違法な掲示をしないよう多くの党派がそろっているこの場で確認をして持ち帰ることで改善をする部分があると考えています。違法行為をやめようと区議会で公式に決議をすることをはなじまないのではないかと考えています。

○おのみずき委員 まず、景観に関して美観を損ねているかというところなんですけれども、政治活動用のポスターとかは、事実として景観の一部は構成しているものなのかなというふうに考えています。美観を損ねるという点について、であれば、なかなか判断が難しいところもありますけれども、本来、許可を得た正規の、例えば政党掲示板みたいなところに貼ってあるものであれ、無許可のコインパーキングとかに貼ってあるものであれ、あまり関係ないのかなと思っていまして、美観を維持するという趣旨での対応をするのであれば、どんな形であれ一切貼らないという自主規制の形しかないのかなとは思います。

ただ、実際にはやっぱりポスターを見て区政相談に来られる方もいらっしゃって、そういう点も考えると、区民にとって貴重な相談チャンネルを潰すことにもなりかねないので、会派としては慎重な議論が必要かなというふうに考えています。

あと、区民の方が貼られたポスターの管理とか処分をめぐって困られているという点に関しては、基本的には、私たちはポスター掲示依頼をした政党や政治団体が維持管理から廃棄処分に至るまで責任を持って対応すべきであって、一律のルールを設ける必要性までは感じていません。

○上川あや委員 今、おの委員からもお話をあったんですけども、景観というものに関して、例えば奥沢エリアですと、景観法を根拠とした世田谷区風景づくり条例による届出の義務づけ対象のエリアになっていて、色彩の基準とかも定めて、形態や意匠、色彩、外構、緑化等、基準を定めて誘導している、こういうことを区民に対してやりながら、政治家が色彩の基準なんて全く関係なくイメージカラーのポスターを貼るみたいなことが繰り返されるのはどうなのかなという感じがしておりました。以前もちょっと申し上げましたけれども、私自身はそういうことに加わりたくないなという思いで、公営掲示板以外のポスターというものは貼ったこともなく、なるべくそういうものはないほうが町の景観とし

ていいなと個人的には思っている立場です。

そんな中で、前回の会議録を拝見しますと、事務局次長のほうから令和4年に目黒区と台東区において政治活動用ポスターの自粛に関する決議が可決をされており、なお、台東区は平成10年から任期ごとに同様の決議を行っていると。ここには着目をしておりまして、公明党さんからもお話がありましたように、皆さんで、自粛ということですから、それに対してどういうふうな決断をするのか、アクセスの回路を封じることはやっぱりできないということで、節度ある形で貼るということも1つの御判断でしょうし、その判断の幅はあるにしても、みだりに貼ってはいけない、当然、無断で貼ってはいけない、こういったことを再確認する意味でも、こうした決議を行うということをスタートにするのがいいのではないかなと考えたのが、私の意見でございます。

○ひうち優子委員　区内の政党・政治家ポスター掲示の自粛についてですが、政治活動の自由が憲法で保障されている以上、そもそも政治活動用のポスターの自粛、仮にルールが条例であるとしたら、この条例は上位法である憲法に抵触すると思いますので難しいと考えます。

また、政治家といつても区議会議員、国会議員がいる中で、仮にこのルールを決めたとして、そのルールの適用を、都ったり、国だったり、どこまで広げるのか、また、実効性が担保されるのかというところで慎重な議論が必要と考えます。

○畠山晋一座長　続いて、本日出席していない会派からの御意見があれば事務局よりお願ひします。

○水谷区議会事務局次長　意見は特段お預かりしておりません。

○畠山晋一座長　それでは、意見をまとめていきたいと思います。

ポスターの掲示に関する取扱いを定めるのに当たって、無許可で貼っているポスターについては、全会派、これはあってはならないというところの一致は得ているのではないかというふうに考えますが、その際、どれが無許可で、どれが無許可でないのかということが明示されることがなかなか難しい、その辺の判断がつきにくいといった御意見もありますし、区政の窓口としてポスターを貼るべきだという会派もいる中で、そのまとめるところが今日のところはできないわけですけれども、できたら今日の協議を踏まえて、もう一度各会派に持ち帰っていただきて、無許可のところの部分については何とか次回研究会としての結論を出したいと思いますので、本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告の上、御意見を伺うようお願いをいたします。

続いて、(6)姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方についてを議題といたします。

まず、事務局より補足の説明がありますので、お願ひします。

○水谷区議会事務局次長 まず、前回の事務局答弁について1点訂正をさせていただきた
いと思います。

そのべ委員からの予算1人当たり204万円は、合計金額を議員団の頭数で割った金額で
あるかという質疑に対しまして、そのとおりである旨の答弁をいたしました。そこが、正
しくは、合計金額を議員団だけではなく議長と随行職員も含めた人数で割った金額が正し
い答弁でございました。大変失礼いたしました。おわびして訂正いたします。

次に、同じくそのべ委員から確認依頼のあった2点についてお答えさせていただきます。

まず、小中学生の姉妹都市交流事業における経費についてですけれども、所管に確認し
たところ、令和6年度のウィニペグ市への中学生派遣、10日間でございましたけれども、
こちらにかかる1人当たりの予算額は約105万円ということでございました。

次に、議員が宿泊するホテルのランクについてですけれども、仕様書には国内の標準的
なビジネスホテルと同等の設備を有したホテル、三つ星ないしは四つ星クラス程度以上で
見積もることと明記して見積りを徴取しており、実際に今年度のウィニペグ訪問時は四つ
星のホテルを利用いたしました。

事務局からは以上でございます。

○畠山晋一座長 ただいまの説明については、よろしいでしょうか。

それでは、本件に対する各会派からの御意見を伺います。

○加藤たいき委員 今回の姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方についてというこ
の文書自体の考え方については、我が会派としては従来どおりでいいと思っております。
ちょっと付け加えさせていただくとするならば、前回の議論の中で他会派の方もおっ
しゃっていましたが、姉妹都市交流、皆さんで行くのであれば、世田谷区のためになるも
のを、飛行機に乗ったりというところまで拡大するかというのは議論の余地があるのかと
思いますが、なるべくスモールな形であれば、しっかりと視察するという考え方もあって
もいいのではないかというのは、我が会派としては考えております。

加えて、私もバンバリーに行かせていただいたことがあります、その際に、飛行場に
着いてからバスで揺られて、たしか夕方の5時、6時に着いて、そのままあちらのレセプ

ション等に出て、何も分からずそのまま入って、結構疲れてはいたんですが、すぐ仕事をし始めるという環境があったので、前回、立憲さんのはうから寝るだけだったという話があったんですが、スケジュールの組み方というのも、いま一度見直すべきではないのかな、ただ詰め込めばいいという問題でもないですし、どうせ行くんだったら、なるべく稼働時間を増やすように昼から動かすような飛行機の動かし方とかということも考えられるのではないかなということは附帯しておきたいと思います。

○原田竜馬委員 議員派遣の在り方については、現状のままでいいとは考えておりません。この間、議員派遣が行われてまいりましたが、議員団が姉妹都市を訪問することの目的の明確化であったり、一義的には姉妹都市交流、過去から続いてきたものを今後も継続して安定的に行われていくことを目指していくことが1つ目的としてあるかもしれません、この我々が派遣されることの目的や意義を改めて確認しなければならないということ、その中で、前回の議会制度研究会で申し上げさせていただきましたが、スケジュール等に応じては飛行機のクラスの見直しをするなど、費用対効果について検討する必要もあるのではないかなというふうに思います。

また、その目的や意義に照らした場合、訪問団の人数であったり、メンバー構成、今、大きな会派から人数が多く割り振られておりますが、そういった選び方で本当にいいのか。今、加藤委員からもありましたけれども、この交流の内容について、また、業者への委託の仕方などについて具体的に検討をしていくことというのは必要ではないかと考えております。

○津上仁志委員 姉妹都市交流事業については、議員団の派遣については交流先からの招聘に応じて区議会として対応しているというものでありますので、それらについて議長のみでいいというようなことでは、なかなか難しいのではないかなというふうに考えています。

また、現在の実施の仕方についても、特に過度に経費をかけているという印象を私たち会派は持っておりますので、引き続き、この状況、現行のままの実施のやり方でいいのではないかなと考えています。

○ひえしま 進委員 これも我が会派の提案ですので前回申し上げたとおりであります
が、旅費やスケジュール、また人選など、本当に改善の必要がないのかということをもう一度議論していただきたいと思います。

○たかじょう訓子委員 私どもは議長のみの参加でいいのではないかという発言をしてき

て、その理由については、今の物価高騰などで区民生活が苦しい中で区民理解が得られないというような理由で、そう述べています。また状況が変わればそこは変わってくるかというふうには思いますが、基本その考え方でございます。

それで、先ほど飛行機のクラスについてもお話をありましたけれども、長時間であるとか、健康に悪い影響を与えるようなものであってはいけないというのもありますので、長時間の場合は工夫が必要だというふうに思いますけれども、クラスをビジネスクラスに合わせなくてもよいのではないかというような考え方、そういった議論を私たちはしました。

また、せっかく姉妹都市に行きまして、ほかの様々なところも見て学んできたいというお気持ちはすごくよく分かります。そこについては、ちょっと分かりませんけれども、私たちは視察に行きますと、帰りはそれぞれ選んで、一緒に帰ってくるということじゃない状況になりますけれども、そういうことも検討できるのかな、それとも、それは難しいのかちょっと分かりませんけれども、自費でということも、自由度を少し広げてもいいのかなというふうな議論はいたしました。

○そのべせいや委員 海外へ行くこと自体は、今後ますますグローバル化していく東京の自治体の議員においては必要性が高まっているという立場であり、姉妹都市交流と併せて視察をする方向性はあり得ると考えています。

その際、区民から高過ぎる、あるいは物見遊山、旅行という声が出ないような予算の使い方、例えば飛行機のクラスや現地の移動手段への路線バスや鉄道の利用といったところについて見直せる余地があると考えています。

○おのみずき委員 私たちといたしましては、まず、どういう人が行くべきかというところなんですけれども、今回御提案いただいたベースには経費削減という観点があったかなと思います。そうした中で、今後、区のほうでもこれから国際交流の在り方を見直していく中で、例えば、新たな交流先都市が仮に生まれた場合には議員団を結成して派遣というところはあるのかなと思うんですけども、長年交流をしてきていたり既存の交流先都市に関しては、同じ議員でも複数回訪問実績があるようなケースもあるのかなと思っていまして、その場合、代表して議長のみ訪問という形も考えられるのかなというふうには思っております。

一方で、戦後、国際秩序が今急速に揺らいでいる中で、自治体同士の草の根レベルの交流というのはこれまで以上にやはり重要な意義を持っているというふうにも思います。人的交流を通じて、ひいては平和構築貢献というところにもつながる姉妹都市交流の本来の

趣旨に照らせば、派遣されるのは議員のみに限った話ではないのかなというふうに思っていまして、例えば議員の派遣人数を減らした分、その経費を子どもや、あるいは障害がある方なども含めた多様な区民が訪問する機会の準備に充当するということもあり得るのかなというふうに思っていて、そうした多様な観点から検討、見直しが行われるべきだと思います。

ただ、フライトのクラスに関しては、前回、ビジネスクラスがとかいろいろお話があつたと思うんですけども、先ほど共産党さんが、長時間の場合はやはり工夫が必要じゃないかというところもあったと思います。実際に私の会社でも結構海外出張が多いので国ごとに、フライト時間等に応じて、部長級だったらこのクラスとか、平だったらこのクラスみたいなものが全部決まっていまして、長時間の場合は必ずしも年配の人とか、階級が上の方がビジネスクラスとかということには限らず、健康面への配慮というところは十分になされた上で検討がされるべきかなというふうに思います。

○上川あや委員 今回、会議録も拝見しまして、まだビジネスクラスだったんだなというのが、若干私にとっては驚きでした。私も今6期目になりますけれども、1期目にカナダのウィニペグに姉妹都市交流に行かせていただきました。その当時もビジネスクラスで、自分が初めて体験したビジネスクラスはとても快適だったんですけども、エコノミークラスとの差というのが、物すごい差だなということも感じまして、フルフラットで休めるだけじゃなく、食事や、搭乗前に附帯するサービスとかも非常に充実していて、そういうことまで必要なのかなというのは、やっぱり率直な思いとしてございます。

もう十数年前ですかね、区議会の中でも、私はプレミアムエコノミーとか、もう少し、ビジネスクラスのフルフラットみたいなことまでをしなくてもいいのではないかということを、この議員派遣に関して申し上げたことがあったので、そういうものがもう少し生かされる形で、全体の経費は削減しつつ、物見遊山的に疑念を持たれないような派遣の在り方にしていくのがいいと思っておりますし、また、派遣する要員をどの程度絞るのかといったところでは、公明党さんからもお話がありましたが、これは招聘を受けて姉妹都市である我々としてどういった方を派遣するのかといったときに、ちょっとやはり議長だけということでいいのかどうか、礼を失するかどうかということもありますし、姉妹都市そのものを訪問したこともなく、実態に接したことのない議員ばかりになっていく、この姉妹都市としての交流ということの在り方として希薄化していくことを懸念します。

他会派からもありましたとおり、やはりグローバル化する社会の中で自治体外交みたい

なこととかも注目を浴びているところもございますので、全体の予算規模はリーズナブルな形で疑念を抱かれないレベルに、乗る座席のシートのクラスとかは変えつつ、要員は一定程度、維持をするというのが望ましい形ではないのかなと思っております。

○ひうち優子委員 姉妹都市交流事業の議員派遣について、ベースに、議員の方が海外視察、議員派遣をすることについて賛成の立場です。一方で、やはり今回1人204万円の予算ということで、円安もあって予算が膨らんでしまったというところについては、多くの会派の方がおっしゃっていましたが、飛行機のクラスの見直し、ビジネスクラスからエコノミークラスへの見直し、あとはホテルのクラスの見直しが必要なのではないかと思います。

一方で、訪問団の人数については、例えば人数を絞って、あとは任意の議員団という派遣で政務活動費を使っていくのも手ではないかと考えております。

○畠山晋一座長 それでは続いて、本日出席していない会派からの御意見はございますでしょうか。

○水谷区議会事務局次長 御意見は特段お預かりしておりません。

○畠山晋一座長 視察に関して、ひえしま委員のところは基本的に行かないということ… …。

○ひえしま 進委員 いえ、行かないということではない……。

○畠山晋一座長 オーケー、オーケー。じゃ、行かないということはなしになって、ということは行くということで、それを前提に考えていただいているということは、これは皆さん、合致していると。

また、長時間といつても人によっては1時間が長時間、人によっては4時間が長時間、健康状態によるということもあるでしょうし、それは千差万別でなかなか決めにくいところでもあると。それに応じた飛行機のクラスの在り方については、その実情に合ったものの在り方を改めて行く現場、行くときになって皆さんで協議をしていくことで合致ができるのかなという気はするんですけども、いろいろとそういった意見がありましたので、ひえしま委員のところは決して行っちゃ駄目よとは言っていないので、行くんだつたらいい方向で行くと。区民が納得して、区民のためになる、視察も含めてやるべきだという御意見もあるので、そういったところを一度皆さん持ち帰っていただいて、その方向性でいい部分をまとめられるように、それぞれ会派に持ち帰って協議をしてください。よろしくお願ひいたします。

次に、2研究会の研究期間についてを議題といたします。

当研究会の研究期間は令和8年3月末までとなっておりますが、必要に応じて延長することができると設置要綱に規定されております。

皆さん、資料18ページを御覧になってください。現在、当初のスケジュールどおり協議が進んでおりますけれども、残りの検討項目が7つあります。検討項目をこれまでと同様の方法で協議するには、次回を除いてあと4回程度開催をする必要が出てきます。さあ、どうする。

以上のことと踏まえて、この研究期間について終わらせるのか、続けるのか、皆さんのほうで御意見がありましたらお願ひします。

○原田竜馬委員 研究期間を延長すべきだというふうに考えます。やはり検討項目を出していただいたからには、全ての検討項目をしっかりと議論をする責任があると思います。

○畠山晋一座長 延長するということで皆さんによろしければ延長しますけれども、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○畠山晋一座長 分かりました。異議なしということでございますので、この先、研究期間は延長をします。

追加で4回開催するスケジュールについて、その必要に応じて、これは事務局から説明してもらってもよろしいですか。

○水谷区議会事務局次長 引き続き18ページを御覧ください。第10回から第13回まで、あと4回開催する必要がございます。定例会中は開催しないということになっておりますので、例えば第10回を4月、11回を5月、6月、第13回を7月ということが1つ考えられます。あとは、6月には定例会もございますので、一応余裕を見て、例えば本年の8月末まで研究期間を延ばすということも1つ考えられるかと思います。

○畠山晋一座長 それでは、研究期間を今の予定でいくと8月末まで延長するということでおよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○加藤たいき委員 一応3月末までという考え方で我々は会派としてやってきたんですが、4月以降にするに当たっては人選、メンバーの考え方とかももう一度フラットになるんですか。それとも、このままのメンバーで8月まで行く考え方なんですか。

○水谷区議会事務局次長 こちらの研究会は条例で定められているものではなく要綱で定められていますので、そのあたりは特に縛りというのではありません。会派の都合で委員を変更することは議運決定で可能だと認識しております。

○畠山晋一座長 たかじょう委員が来られなくて坂本委員が入っていたという、実際に実例があるわけですから。それを照らし合わせると、人選については……（「でも、あれはイレギュラー……」と呼ぶ者あり）いやいや、いかなる理由であろうとも、人選についてはそういった事情に応じて対応できるという実態ではありますので、その辺を踏まえてということで、次長、よろしいですよね。よろしくお願ひいたします。

それでは、異議なしと認め、正式には議会運営委員会に報告の上、決定することになりますので御承知おきください。

続いて、3次回の検討項目について、資料19ページ、議会制度研究会検討項目一覧を御覧になってください。

協議済及び協議中の項目を除き、残りの7項目の中から、次回から協議する項目を4つ程度選びたいと思います。

それでは、どの項目にするのか、皆さん、御意見がございましたらどうぞ。

○そのべせいや委員 姉妹都市交流の先ほどの話の中で、近隣都市への視察は行わないと今なっている中で、近隣都市の視察もありじゃないかという意見を私以外の方もしていただいたところですので、視察のあり方についてというところで海外視察はどうなんだということで取り上げておりますので、先ほどの話と併せてこの話ができるといいかなと思っています。

○畠山晋一座長 ありがとうございます。17番の行政視察のあり方の見直しを引き続きやっていくということで。

○原田竜馬委員 それで申し上げますと、環境整備のところでオンラインの活用がどうかというような話も、今回、関わりのある話として議論しましたので、オンラインによる議会出席の制度化についてと、それに付随する区議会のDXについてということを議論するといいのではないかというふうに思っております。

また、各会派御提案をいただいておりますが、まだ議論を一度もされていない会派さんもありますので、そういうことも考えると、共産党さんのメディア等の議会傍聴の方針についてといったところも、1つ、この年度に議論をしてもいいのではないかというふうに思っております。

○畠山晋一座長 共産党さんは5番の少数会派の発言時間についてというのも、2つ出していて、まだこの19項目の中で一度も検討していないというところの話ですよね。

○たかじょう訓子委員 これについては、最初、この研究会が始まる冒頭、これは非常に難しい問題だから後回しねというふうにされた議論になっていたのを私は記憶しております、無理くり早くとは思いません。今回の研究の……。

○畠山晋一座長 慌てなくていいと。

○たかじょう訓子委員 はい。

○畠山晋一座長 了解しました。共産党さんからは、慌てずに対応してくださいと。原田委員からの優しさも出ましたけれども、たかじょう委員からの現実の話でした。

そのほか、何か、これをやりたいなというのはありますか。

なければ、今のところ、17番、また、今、原田委員から区議会のDX、オンラインというところで6番ということになりますけれども。

○中塚さちよ副座長 今、たかじょう委員からもお話がありましたが、メディア等の議会傍聴については、最近結構いろんなメディアの方が来て写真を撮られたりとかいうこともありますので、しかも、これはそんなに、今議論しても十分結論をみんなで出せる項目ではないかなと思います。どうかしら。

○畠山晋一座長 では、11番のメディア等の議会傍聴の方針についても取り組むと。これは別に共産党さんが何もやっていないからということじゃなくて、現在議論されているものであるから、その延長線上でいかがだろうかということなので、6番、11番、17番を次回協議するということでいかがでしょうか。

○阿久津 皇委員 4つじゃなくていいんですか。

○畠山晋一座長 3、4でもいいし、4、3でもいいですよ。

○阿久津 皇委員 特段ないのであれば、3つでもいいです。

○畠山晋一座長 皆さんのはうで4つやりたいということであればやりますけれども、取りあえず3つでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

では、6番、11番、17番ということでよろしくお願ひいたします。

次に、4次回研究会についてですが、次回は、早いんですけれども、2月9日の月曜日午後2時から開催をいたします。

なお、次回は、現在協議中の4項目について結論を出した後、先ほど選定した3つの項目を議題に取り上げますので、提案会派については1月26日の月曜日までに——共産党さん、お願いしますね——検討内容の詳細について、文書で事務局まで御提出願います。なお、御提出いただき次第、委員の皆様に提供いたしますので、あらかじめ会派内での協議をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

そのほか、何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 なければ、以上で本日の議会制度研究会を散会いたします。